

「(仮称)白馬村マナー条例【素案】」

No.	箇所	ご意見・ご提案	白馬村の考え方・回答
1	前文	法令に前文があるのは珍しい。憲法や教育基本法など基本的な法には前書きとしてあるが、一般的にはない。現行「美しい村と快適な生活環境を守る条例」に前文があるが、制定の経過を説明したものである。今回は「マナー条例」にあるが「快適な環境づくり条例」にはない。「マナー条例」で刑罰を正当するために残したようなものであり、前文を削除すべきだ。	貴重なご意見をいただきましたが、前文につきましては、条例立案の意図を強調するため、あえて残しましたので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
2	前文	「守るべきルール」を定めた条例というが、「守るべきルール」は何条になるか不明。	第2章禁止行為が「してはならない行為」とすると、第1章総則が「守るべきルールにあたります」
3	前文	マナー条例前文の最後「ここを守るべきルールと、してはならない行為を定めて条例を制定します」とあるので、ルールとか禁止条例とした方が良い。	ご指摘のとおり「〇〇禁止条例」、「××防止条例」が一般的ですが、「禁止」という言葉は強制力や圧力を感じさせ、村民や来訪者に抵抗感を与えることがあります。「マナー」であれば「自主的に守るべきルール」というニュアンスになり、心理的に受け入れやすいと思われるので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
4	第1条	現行案：「持続可能な観光地づくりに寄与することを目的とする。」 指摘：「持続可能な観光地づくり」という文言にはやや違和感があり、条例制定の本旨を十分に表現していないと考えます。本条例は、単なる“持続”ではなく、より良い環境を「永続的に守り続ける」ことを目指すべきです。 修正案：「白馬村の素晴らしい自然環境および生活環境を永続的に保全し、将来にわたって持続可能な観光地づくりに寄与することを目的とする。」	ご意見のとおり、「本村の素晴らしい自然環境及び生活環境を永続的に保全し、将来にわたって持続可能な観光地づくりに寄与することを目的とする。」に修正します。
5	第2条第3号	地域の文化・民俗・習俗を尊重するとあるが、これを具現化する規定が見当たらないがどのようにお考えか。	「地域の自然、文化及び生活環境を尊重し」の文言は、それ自体を具現化するのが目的ではなく、その後の「モラルの向上に努め、マナーを遵守する。」にかかってくるものです。
6	第2条第3号	現行案：本村を訪れる者のみを対象としている。 → マナーを守るべきは来訪者だけでなく、村民・事業者を含めたすべての人であるべきです。 修正案「本村を訪れる者、生活する者、事業を営む者を含むすべての人は、本条例を遵守しなければならない。」	ご指摘のとおりですが、第2条は基本理念を規定しており、第1号は「全ての人」、第2号は「村民等」、第3号は「来訪者」の基本理念を示したものです。「すべての人がルールを守る」というニュアンスは、それぞれの「責務」と第2章禁止行為の各条文に示してありますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
7	第3条第8号及び同条第9号	「こと」とあるが、第2章の禁止行為に関係することから「行為」の方が適当と思われるがどのようにお考えか。	ご意見のとおり、第9条と整合を取り、第8号は「かく行為」に、第9号は「貼る行為」に修正します。
8	第6条第1項	「所有不動産等」については「工作物」あるいは狭義の表現としての「構造物」が記載されていないが、どのようにお考えか。	不動産登記がなされない物件等は、「その周辺の環境美化」に包括されと考えます。
9	第6条第3項第2号	「その他屋外催物」とあるが、屋内での催物で屋外に音が漏れる「騒音」については触れていないが、いかがお考えか。	ご意見のとおり、「屋外」を削除して「その他催物」に修正します。

10	第6条第3項第3号	「村民」や「来訪者」の多くから忌み嫌われると思われる「動植物」であって、法令で禁止されていないが飼養、繁殖している状態についてはどのようにお考えか。同項第4号の「全各号に掲げるもののほか」に入れ込まず別出しについてのお考えは。	貴重なご意見をいただきましたが、第4号で包括しているため、原案のままとさせていただきたいと存じます。なお、ご指摘については今後の状況により検討します。
11	第9条及び第23条	他の禁止行為と落書きは別物と考えた方がよい。落書きは器物損壊にあたるので罰則規定に原状への復帰と罰金とすべき。 スプレーペイントでの落書きは、何を使っても落ちることは無く、落書きの上に無地の色で上塗りして消すしか方法はありません。この作業には結構な金額が必要とします。また、同じ人間が何回も同じ行為をすることも解っています。よって罰金も他の禁止行為より大きな金額（10万円）を当てた方がよいと思います。	貴重なご意見をいただきましたが、原案のままとさせていただきたいと存じます。なお、民事上の損害賠償を請求した場合、加害者側は損害賠償を行う義務があります。
12	第10条	現行案：深夜の花火を禁止。 → 実際のトラブルを踏まえると「深夜」という表現は曖昧であり、具体的時間帯を明記すべきです。 修正案 ・花火は午後10時から翌朝6時まで、村内のいかなる場所でも禁止する。 ・公共地・私有地を問わず、火災・騒音に十分配慮すること。 ・事業者は来訪者に適切な場所・方法（水入りバケツの設置等）を指導すること。 ・打ち上げ花火の飛散物は必ず回収すること。 ・花火を人や可燃物に向けて発射してはならない。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。「深夜」は第3条（定義）で「午後10時から翌日の午前6時まで」と規定していますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。その他ご指摘の行為は、今後の状況により検討します。
13	第10条	自宅等は難しいと公共の場所にとどめているが、自宅を民泊として貸し出し、その客が深夜に花火をする場合はどうなるのか。民泊も公共の場所に入るのか。民泊所有者が在宅ではなく、客に入口のキーナンバーだけを教え、客は自由に過ごし、花火をしている場合はどうなるのか。宿泊中の客の行動は民泊所有者には全く分からない状況になっている。	貴重なご意見をいただきましたが、公共の場所の定義は第3条にあるとおりですので、民泊の家屋は該当しません。民泊は住宅宿泊事業法で規制できると考えます。

14	第3条及び第11条 第2項	冷涼な気候を有する白馬村でも、近年の夏期シーズン（6月～8月位）にかけては、30℃を超える猛暑日が連日のようにあり、小中学校や庁舎でもエアコン無しでは授業や業務が行なえ無い状態です。弊社でも業務中の熱中症対策として上記期間では朝の5時～午後1時30分の勤務とし、比較的涼しい時間帯に農作業を行うようにしています。今回のマナー条例では夜の10時から翌日の6時までの間は深夜とし、この間の45デシベル以上の騒音を発する事を禁止としました。これにより、45デシベル以上の騒音を発する農作業機による作業は朝5時から出来なくなることになります。 農作業機の騒音レベル（参考） https://www.naro.go.jp/project/results/laboratory/karc/1996/konarc96-181.html（農作業機には45デシベル以下のものは無し） 特にドローン等を使用した防除は、まさしく早朝の無風を考慮し防除作業をしますし、草刈りも早朝の冷涼な時間帯（5時から10時）の作業がよりはかどります。 マナー条例の制定理由は理解しつつ、本村にとっては観光も重要ですが、その観光における、里山の良好な風景（景観）を作っているのは農業であり、訪れた人に白馬の味覚を味わってもらうのも農業であることもご理解いただきたいです。 作業者にとって猛暑による熱中症は生死に関わることもあります。この期間の時間の融通と農作業についてのご配慮を賜りたいと願います。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。騒音の発生原因を「音響機器音、楽器音又は人声」に限定します。
----	------------------	--	---

15	第11条	グリーンシーズンについて記載するものです。 第2項にある住宅地域の基準を鳥獣保護法「他人家稠密ノ場所」に倣う合理的な理由がわからない。銃器の場合、距離20mも200mも被弾した際の危険は同様だろうが、騒音被害は距離20mと200mでは全く異なる。距離20mで46dbが問題であっても距離200mではほぼ感知できない。逆に距離200mで46dbだと隣接地では聴力障害になるレベルである。基準の対象は、例えば「発生源から距離20m以内に人家の敷地境界があるか否か」等、広い範囲内にある軒数ではなく、影響を受ける近隣の人家の有無にすべきではないか。逆に近くに人家がない（発生源の敷地が広い場合も含め）のに、距離200mのところに10軒人家があるので規制する、というのも不合理である。距離減衰が大きいという騒音の特性に合わせた合理的な基準にすべきと考える。	条例素案に対するご意見ではなく、解説に関するご意見ですが、回答させていただきます。 静穏を守るべき「住宅の集合している地域」とは何か、という定義において、「半径200m以内に人家が10軒以上」の裁判例を参考にしましたが、ご意見は最もだと思います。 条文を「半径50メートル以内に」に変更し、到達箇所が想定できない「公共の場所」を外します。
16	第11条	グリーンシーズンについて記載するものです。 第2項の参考に記載のある“人家”とは何を指すのか。定住者が生活する場合なのか、別荘、研修施設、民宿、民泊施設等も含むのか。深夜騒音は近隣で宿泊する人に対する迷惑行為なので、定住人家以外でも人が宿泊する施設は人家に含めるべきと思う。	条例素案に対するご意見ではなく、解説に関するご意見ですが、回答させていただきます。 人家とは「人の居住する家、住宅」という趣旨で用語を使用していますが、ご指摘のとおり、人家のほか、別荘や宿泊施設も対象に含めます。

17	第11条第2項	グリーンシーズンについて記載するものです。 実効性の高い規制や具体策を条例に落とし込むべき。迷惑騒音の抑制は、騒音発生の頻度・程度(db)・時間をどうコントロールするかである。ただし、例えば管理者不在の一棟貸民泊では、マナーのない客の場合は程度や時間の規制は無視されてしまい意味がない。この実態を考えると頻度を抑える規制のほうが実際の効果は高いのではないか。「宴会用具(コンロ、机、椅子、ランタン等)の貸し出しはシーズン中に計〇日に限る」とすれば、屋外での迷惑騒音の発生頻度は確実に〇回以下になる。時間も、深夜時間には屋外宴会場の電灯を事業者がオフにするという規制にすれば、深夜に屋外で延々と続く騒音は確実に減少する。夜間定時に事業者が巡回し、宴会を確実に終了させることも効果的と考える。合わせて放置ゴミの回収を行えば動物の誘因防止にもつながる。具体策まで規制に落とし込み、実際に効果の見込める条例にすべきではないか。 (前項のような具体策を速やかに条例に落とし込むことが難しければ)まずは対策事例の紹介など事業者向けの啓発活動への取り組みを望む。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご指摘の内容を本条例の禁止事項に規定することは難しいと思われますので、原案の趣旨のままとさせていただきたいと存じます。 なお、白馬村と白馬村観光局では、「村内の観光事業者向けガイドライン」の策定を予定していますので、それらを活用した啓発を検討します。
18	第11条第2項	グリーンシーズンについて記載するものです。 一律ではなく迷惑騒音の実態を考慮した柔軟な条例の適用が必須である。BBQが近隣の迷惑にならない目安について、AIにネット上の情報を収集整理させると「頻度は月に1〜2回、時間は夜8時頃まで」となった。BBQ騒音は90db超との報告もある。今の条例では、BBQや屋外での宴会の頻度は無制限で、深夜時間までならどれだけ騒いでもOKになってしまう。観光地であることを考慮しても閑静な環境が求められる住宅や別荘エリアにはふさわしくないと考える。例えば、人気がある一棟貸民泊の屋外で行われる宴会の頻度・程度・時間は、一般住宅や別荘、管理者が常駐するペンションなどとは大きく異なる。他の客や管理者を気にせず盛り上げられるBBQ広場やビアガーデンが、連日連夜続くという状態は、人家近隣においては問題ではないか。頻度制限なしかつ管理者不在のため騒ぎの程度と時間に歯止めがきかないという一棟貸民泊の特性と、人家近隣の騒音の許容範囲を考慮した規制を検討し、その規制を適用する業態やエリアを設定する、というような迷惑騒音の実態に応じて柔軟に対応できる条例が必要ではないか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 禁止区域を区分して規制する方法も検討しましたが、区域の設定が困難で、実効性に乏しいと判断し、まずは村内全域で始めることにしました。よって原案の趣旨のままとさせていただきたいと存じます。
19	第11条第2項	スノーマシーン音楽イベントで物議をかもした騒音、飲酒問題は、そろそろ白馬村で開催されるイベントの開催基準を設けることが必要な段階にあることを示している。その都度、近隣区長の裁可を判断の基準にするのではなく、景観条例のように明確な開催基準を設けてイベントの線引きをするべきです。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
20	第11条第2項	「何人も・・・ない」と規定しているが第6条と第11条とは違った規定であると考えられる。よって第6条第3項第2号の「屋外催物」の「騒音」でなくて「屋内催物」で外に漏れる「騒音」についてはどのようにお考えか。	No9の回答と同様です。

21	第11条第2項	禁止行為の規定において「催物」は含まれるのか。第6条の規定と絡めてどのようにお考えか。	第11条第2項の規定にも「催物」を含みます。 第6条において、土地所有者が管理するべき責務を規定し、第11条第2項では土地建物の使用者を含めたすべての人の禁止事項を規定しています。
22	第11条第2項	「住宅の集合している地域」、「集合住宅内」と記載されていて「住宅」に主眼が置かれているが、いわゆる「宿泊施設」についてはどのようにお考えか。	「住宅」に宿泊施設は入りませんが、関係する全ての人々が快適に過ごせるまちづくりのための条例ですので、「人家から」を「他人が所有する住宅、別荘または宿泊施設から」に修正します。 第3条（定義）に (12) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条第1項に規定する住宅をいう。 (13) 別荘 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条第2項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第7条の2の16に規定する別荘をいう。 (14) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設をいう。 を加えます。 ですので、No.14、15の回答と合わせて、第11条は、下記のように変更します。 『何人も、深夜に住宅の集合している地域、集合住宅内又は公共の場所において、屋内外を問わず、音響機器音、楽器音又は人声等により、45デシベルを超える音（以下「騒音」という。）を発生し、又は発生させて、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない』 ↓ 『何人も、深夜に半径50メートル以内に他人が所有する住宅、別荘または宿泊施設（以下、「他人の住宅等」という。）が存在する場所において、屋内外を問わず、音響機器音、楽器音又は人声により、他人の住宅等の影響を受けやすい面における外壁に45デシベルを超える音（以下「騒音」という。）を到達させる音を発生し、又は発生させて、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。』
23	第11条第2項	「住宅の集合している」とは、数量と密度はどの程度であるか。例えば1軒だけ隣接している場合等。これは「催物」の条項にも関係するがどのようにお考えか。	No.15の考えと同様です。
24	第12条	例外規定は、法令等の諸条件をクリアすれば村長が許可する「できる」規定になっている。この条例の理念を遂行するために条項の単なる慣例や拡大解釈・類推解釈や文理解釈・論理解釈などの解釈の方法に偏ることのないよう別に村長が要綱等を定め告示することが必要と思われるが、どのようにお考えか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見の趣旨は、規則に委任します。

25	第14条第1項	飲酒を歩行中の禁止行為と規定しているが、夜遅くまでの路上飲酒等が散見されていることを踏まえると、もう少し踏み込んだ規定が必要と考えます。 東京都渋谷区では路上飲酒の常態化に起因するごみの放置や騒音などのトラブルの深刻化を受け、「渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例」を改正し、令和6年10月1日より午後6時から翌朝5時の間、路上や公園など公共の場所における飲酒を通年で禁止し、また禁止エリアも拡大することとしています。同区は同改正の目的を「区民、事業者および来街者の安全・安心を確保し、渋谷区が成熟した国際都市へと進化（させること）」を挙げています。成熟した国際観光を目指すべき白馬村は長期的視点に立って同様に公共スペースでの飲酒制限を実施すべきと考えます。 渋谷区は、条例の施行規則において、区が主催、後援、協賛または共催する催しを実施される場合、町会、商店会その他これに準ずる地域団体の催しを実施される場合等において、飲酒の制限は解除できると規定しております。白馬村でも同様の規定を設けることによって、さまざまな催しでの飲酒制限の解除を行うことは可能です。 ちなみに、海外では路上を含む公共のスペースでの飲酒を禁止している地域、地方自治体が多く存在し、白馬への訪問者が多いオーストラリアにおいても大半の公共スペースで飲酒禁止としていると承知しています。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。路上に座り込んでの飲酒に関しましては、道路交通法第76条第4項で規制されと考えます。 公共の場所における飲酒を禁止しますと、走行中の車内での助手席等での飲酒も禁止になります。 渋谷区もトラブルの深刻化に合わせて条例を改正し、禁止エリアの拡大を図っているようです。公共の場所まで禁止範囲を拡大するかは、今後の状況を見て検討します。
26	第14条第1項	「道路において、歩行中に飲酒を」とあるが、「道路においては飲酒を」の方が良いと思われるがいかがか。	「道路においては飲酒を」にしますと、No.25の考えと同様に走行中の車内での助手席等での飲酒も禁止になります。原案のままとさせていただきたいと存じます。

27	第15条第1項	現行案：午前2時から午前6時の間、営業を行なってはならない。 帰宅手段の問題を考慮すれば午前0時閉店が妥当。さらに飲食店以外（販売店や自販機）にも規制を広げるべきです。 修正案 （酒類の提供・販売に関する規制禁止） ・午前0時閉店、午前2時完全退店。 ・コンビニ等を含む全ての酒類販売店は午後10時以降販売禁止。 ・酒類自販機は原則禁止。年齢確認機能があっても午後10時以降は禁止。 ・提供・販売時は厳格な年齢確認を行い、20歳未満への提供禁止。違反事業者には罰則を設ける。 重要：日本国の法律では飲酒は20歳である。酒類を提供する際は年齢確認を厳格にしてもらい、飲食店、販売店が不当に販売した場合の罰則も設けるべきである。 飲酒が過度になりコントロールできない状況になる時に問題、事件が起きている事実、現実、真摯に向き合って条例を制定すべきである。自身のコントロールができない人間にマナーを守るように指導しても効果見込めないし、マナーを壊すのは飲酒者が最も多くやってしまう。 道路交通法条の飲酒行為も厳格に定められているが単純にこれと同じことである。	貴重なご意見をいただきましたが、酒類自販機は未成年者の飲酒を防止するため、午後11時以降の稼働は国税庁の指導がありますし、憲法22条1項で保障される職業選択の自由の一部として解釈される「営業の自由」との関係から、原案のままとさせていただきたいと存じます。
28	第16条	何も冬期に限った問題ではないので「冬期」を外し、年間を通じて守るべきは日本国内の交通ルール遵守を原則に白馬村ならではの起こり得ることについて記載する。 外免切替や軽便なレンタカーの手続きなど、異常なまでに軽微な法律や現場での対応の甘さがマナー違反や事故を引き起こしている。これらにより頻繁に発生する事故により警察官の出動事案が増え、大切な村民のための治安維持活動に人員不足と言う問題を引き起こしている。	貴重なご意見をいただきましたが、ご意見のとおり「冬期」を外し「年間」にすることも考えましたが、そうすると道路交通法のままになりますので、あえて条例とする必要性が問われます。当村の現状に一番即した冬期の迷惑運転を強調したく、原案のままとさせていただきたいと存じます。
29	第16条	「日本語がわかりません」、「交通ルールは知りませんでした」など、呆れる言い訳が言えないようにしっかりとした情報発信が重要である。そして、環境提供事業者にも連帯責任を課せることも必要と考える。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
30	第16条	事業者が運営する送迎行為についても日本国道路交通法に則って対応しているかの確認が必要である。行政はそれらの事業者に指導する義務がある。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。警察へ申し伝えます。
31	第16条	一定台数、若しくは中大型車両を所有する事業者は、「安全運転管理者」の選任が法律に定められており、法定研修会を受講していることを確認する必要がある。安全運転管理者協会には事業者のリストと先任者名簿（受講確認）があるのでこれらを照合し、不適格な事業者には行政指導を行う。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。警察へ申し伝えます。

32	第16条	落書きなどに類似するが、道路標識への落書き（本来の設置状態を変える行為）は道路交通法違反を伴うのでより厳格に禁止行為として示すべきである。	貴重なご意見をいただきましたが、ご意見の道路標識を損壊して道路における交通の危険を生じさせる行為は、道路交通法第115条が適用されますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
33	第16条	本来ならば世界基準に基づいた標識（特に一旦停止）の併用掲示を村が行うべきである。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。一時停止の標識は警察が所管ですので、警察へ申し伝えます。
34	第16条	安全、且つ的確な除雪作業のために道路幅の目印として設置されている竹の棒は移動してはならない。これは冬期には特に重要である。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。所管の建設課で除雪時期前に再度周知を図ります。
35	第16条	条例で縛るだけでなく、行政も必要な案内看板、道路標識、雪解け後のライン引き（特に通学路）などを滞ることなく義務がある。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。警察と道路管理者へ申し伝えます。
36	第17条	村内の複数の方より、次の話を聞きました(確かな真偽は不明) 八方の駐車場に、2台ほど放置車両がある。これらは、冬前に来した外国人が安い車両を買い、冬の間乗り続けて、春になって帰国するときにここに放置したものだそうで、車内に車検証などもあるそうです。 役場職員が来て、少しだけ動かしたものの、これ以上は今の法律では何ともできないそうです。 また、松川端の公園道路沿いの空地に、トレーラーが放置してあります。これは中国人所有のものだそうです。大雨が降り洪水にでもなったら、トレーラーが下流を襲うことになるので危険。	第17条で規制できると考えますが、車両所有者への指導方法等は今後の課題とします。
37	第17条	見出しを「駐車」を「駐停車」に、第17条本文を「駐車」を「駐停車」に変更したらいかがか。冬期の積雪期に一時停止あるいは停車してそのまま動けなくなり救援した事例があります。	貴重なご意見をいただきましたが、「停車」も入れますと人の乗り降りや5分以内の荷物の積み下ろしも禁止になりますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
38	第17条	これに路上駐車も加えて欲しい。外国人に限らず、国内の来訪者でもこの行為は少なくない。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。路上駐車に関しましては道路交通法第44・45条が適用されますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。
39	第17条	車中泊やキャンパーの指定地以外の駐車も同様に禁止しその情報を広く的確に啓蒙すべきである。	第17条で規制できると考えます。
40	第18条	日本人の想像を超える事態が発生するので、そうなってもカバーできるような、広範な条例の制定が好ましいと思います。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

41	第18条	特に生活環境においては、建造物の建設前に必ず、隣地の所有者との合意形成を整えることも重要である。 実際に屋根雪が境を越えて落ちた、除雪時に境を越えて投雪された、押し込められたなどのトラブルは絶えない。 建築物の建造時に建築確認をキチンとしているのか？正直者（法律や地域社会の環境を知る村民）がバカをみる環境は作ってはならない。知らないと言わせないように厳しい確認を滞りなくすることが重要である。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。大町建設事務所へ申し伝えます。
42	第18条	ゴミの投機問題はゴミ箱の設置数が販売数と比較して少ないもの大きな要因である。宿泊事業者は常にゴミ投棄において負担を強いられているので、物販店はより積極的にごみ処理に対応するよう指導が必要である。売り放は罪である。 白馬村の観光シェアにおけるウィンタースポーツはとても大きい、しかし、使用される用具のほぼ全てが産業廃棄物（粗大ゴミ）の対象である。ついては持ち帰れと無理を強いるよりは宿泊者などに」限定して有料で回収する制度を設定するべきと考える。今は、野外に不法投棄されるもの以外は宿泊事業者などがその処理に労力と費用の負担が強いられている。 世界水準の山岳観光地を目指す白馬村はその目的達成のための一環として、ウィンタースポーツの用具に欠かせないワックスについて、スキー場ではワックスを剥ぐ場所を決めて散乱しないようにする。また、FIS（国際スキー連盟）においても定款に書き入れられた有害物質（フッ素）の使用はさせないサインを掲示するなど自然環境での楽しみ方にも必要なルール（マナー）の存在をアピールすることもマナー条例を制定する地方自治体の責任であると考えらる。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。第4条2項で示す廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）は、産業廃棄物以外の廃棄物（一般廃棄物）を示します。 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）第3条に事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあり、また不法投棄についての処理責任は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。)と示されていることから行政で処分することは適さないと考えます。 ウィンタースポーツに使用される用具が使い捨てられ観光地に処分を強いられる環境は、正常な状態とは言えず、持ち帰りについての広報啓発の強化や、レンタルの充実等による用具の有効利用等を各部署より働きかけます。 ウィンタースポーツ用具の維持管理にかかわるワックス等の自然環境への配慮からルールが変更になっていくことについては、動向に注視しながら適切に対応していくべきと考えます。
43	第2章	私有地への許可無く侵入する行為の禁止 里山の雑木林や造林した森林は私有地です。中には山菜やキノコなどがあり自然の恵みではありますが、それ所有者に許可なく侵入し採取する行為が目に残ります。所有者はその季節に採取することを楽しみしており、中には椎茸などキノコを栽培し、地元産として直売所等で販売している者もおります。それが部外者に知らないうちに採取されます。森林火災や獣害（熊）などの対策もふくめ、村内各所へ森林は私有地であることと、山菜やキノコの採取は禁止されている事を告知する看板の設置や入山料（採取地の設定ゾーニング）の徴収、定期的にパトロールするなどの対策を講じていただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
44	第2章	車中泊への対策 宿泊税が来年度から始まります。無料駐車場等での車泊からは宿泊税を徴収することが出来ません。村が管理している所での車中泊は禁止すべきです。ゴミ処理やトイレの後始末などすべて公費負担で処理をします。特にサンサンパーク、松川河川端、スノーハープ、ジャンプ台、ウィング21等	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。

45	第19条	せっかくマナー条例を作っても、日本の習慣を知らずにマナー違反をしてしまう外国人もいれば、マナー違反を知っていても違反する日本人もいます、せっかく罰金を伴う立派な条例を作っても、それを周知徹底させる努力を怠ってはならない。「ごみを捨てるな」という看板よりも、ごみ箱を置いておく方がごみのポイ捨て防止に有効なので、条例という文章を作ったから安心ではなくて条例の中身を実行させる物理的な努力と工夫が必要です。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。広報、啓発を関係機関と連携して行なって参ります。
46	第19条	第23条の罰則を決めても、「知らなかった」となりそう。違反を見つけたら誰にどう知らせるのかも具体的にしてください。	違反を見つけたら警察にご連絡ください。
47	第19条	それぞれの国でのマナーやルールはそれぞれ違いがあるので、日本、白馬村はこうですよ、それを知らせる、周知する、理解してもらうなどの具体的方法を考えて行くべき。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。関係機関と連携して広報・啓発に努めてまいります。
48	第19条	特に海外からの来訪者には、自国で当たり前のことが人としての常識に頼った日本社会では事実上の「無法地帯化」に等しくなることを行政も村民も認識改革をしてもらい、持続的な居住環境が整うように強い関心を持ってあたってもらえるように周知、啓蒙、そして施行協力を得るように取り組んで欲しい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。関係機関と連携して広報・啓発に努めてまいります。
49	第23条	マナー（行儀、作法など）とモラル（道徳、倫理）は法令で規定される行為規範とは別のものである。マナーとモラルを条例に入れ罰則を加えることには疑問が残る。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり本条例は、マナーとモラルと行為規範を、「守るべきルールと、してはならない行為」として一つの条例にまとめたものです。禁止行為については、罰則を適用することなく守っていただくことが望ましいのですが、法的抑止力の強化に頼らなければ、遵守していただけないのが現状ですので、ご理解いただきたいと思います。
50	第23条	「法令に別段の定めのあるものを除き」5万円以下の罰金を科しているが、（4）で第16条違反を規定している。第16条は迷惑運転等禁止の条項で（1）は道路交通法違反で罰則がある。例えば ア第24条（急ブレーキ） 他人を妨害する急ブレーキ3年以下の懲役、50万円以下の罰金 急ブレーキ3月以下、5万円の罰金）。二重規定ではないか。	二重規制とは、規制目的と規制の対象の両方が同じ場合をいうところ、冬期の道路状況における危険運転を規制対象としていることから二重規制になるとは考えておりません。その趣旨を明確にするため、第16条 第2項、3項を （6）長野県道路交通法施行細則第14条第2号（滑り止めの処置）の規定に違反する行為 （7）長野県道路交通法施行細則第14条第3号（車の除雪）の規定に違反する行為に修正します。

51	第23条	第23条（１）第9条（落書き及びステッカー）は刑法第261条器物損壊罪違反。第23条（３）第13条（路上スキー）は道路交通法第76条違反。	二重規制とは、規制目的と規制の対象の両方が同じ場合をいうことから二重規制になるとは考えておりません。
52	第23条	罰則規定を強化するのではなく、大変ですが外来者に対する指導・援助が必要ではないですか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
53	第23条	第23条(罰則)のうち第14条関係、第17条関係の括弧内の表現。	No26、37の考えと同様です。
54	第23条	所有者不在の民泊にも適用できるような条例、罰則にしてほしい。	No.13の考えと同様です。
55	第23条	具体的な運用方法となるが、条例にある不法行為があった場合、住民からの通報が前提か。村でパトロールをするなどの対応を取るのか。通報前提の場合、結果的に住民に労力と迷惑をかけることになる。パトロールの場合、繁華街だけでなく、民泊を許可したところがある住宅地もやるべき。実効性のある条例の制定を求める。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。不法行為の発見は、住民からの通報、警察のパトロールなど様々な場合を想定しています。条例の実効性があるよう努めて参ります。
56	白馬村経営条例（仮称）	事業者の責務について、抽象的な理想論ではなく、実効性のある具体策にまで落とし込んだ経営条例が整備されることを願っている。近年増加が著しい管理者不在の一棟貸民泊は、他の客や管理者を気にせず仲間で羽目を外したい客が選ぶ施設である。このような施設では利用客のマナーに訴えても限界があり、事業者による能動的な対応が必用と考える。一棟貸民泊敷地内での宴会騒音・宴会時間・ゴミ放置等のコントロールは事業者の責務である。解説図で「将来的には分離を検討」とされている経営条例の範疇かと思うが、従来型の民宿やペンションで常駐のオーナーが対応している「リアルタイムでの迷惑行為の把握と対処」と同等の利用客管理を、一棟貸民泊事業者の責務に含める必要があると考える。ただし、事業者の責務に具体的な対策行為を掲げることは営業コストに関わるので、迷惑を被る人家が先にあったのか、民泊営業が先に行われていたのか等によって、事業者への規制の内容や適用可否を考慮する必用はあると考える。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
57	白馬村経営条例（仮称）	チェックイン時にマナー条例説明の義務とあるが、前出のように民泊所有者は不在で客だけでチェックインする場合、どう説明するのか。ホームページ等で説明があっても所有者がいるわけではないので、勝手にできる。事実、ごみ、違法駐車、不法侵入の問題が生じている。どう対処するのか。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
58	要望	今回のマナー条例の遵守や宿泊税の徴収においては、誰に対しても平等で公平であるべきです。不公平な対応はしないでいただきたい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見のとおり実施して参ります。

59	要望	本条例案は「マナー条例」として主に来訪者に向けられている印象を受けますが、数日間の滞在者に全てを理解・遵守させるには限界があります。むしろ、日本国内で十分な法規制が整備されていないために、飲酒・喫煙・不法投棄といった行為が容易に行われ、村民の生活環境を脅かしている実態があります。 したがって、村民・来訪者双方が安心して暮らせる環境を守るために、安易な譲歩を避け、法的拘束力を伴う明確な規制を定め、行政はその取り締まり責任を果たすべきです。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
----	----	--	---

「（仮称）白馬村快適な環境づくり条例【素案】」

No.	箇所	ご意見・ご提案	白馬村の考え方・回答
1	定義	マナー条例と環境づくり条例の定義の用語や順番に一貫性をとった方が良い。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。整合を取るためにマナー条例に合わせて環境づくり条例を変更します。
2	第1条	安心で快適な環境」は個々人で捉え方には様々と思われるが、この定義をお聞かせいただきたい。	世間一般で共有される感覚・認識に照らして、望ましい生活環境に必要な条件として、安全であること、衛生的であること、そして快適であることを想定しています。
3	第4条第3項	「他者所有地等」に「工作物」は記載されていないが、これについてはどのようにお考えか。建物は除外されているのは理解できるが、「構造物」の外面や「工作物」の外面についてはどのようにお考えか。	ご質問の外面についても、同様に禁止すべきと考えます。当然、他者の管理する全ての場所にポイ捨てをしてはならないことから、他人が所有し、占有し、又は管理する土地等に修正します。
4	第6条第1項	「自己所有地等」についても前述の第4条第3項と同様。	上記同様のことから、「管理する土地等」に修正します。
5	第4条と第6条	他者所有地等」と「自己所有地等」の解釈によっては第2条の定義に関係する可能性があるが、どのようにお考えか。	上記同様のことから「村内に土地若しくは建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。」に修正します。
6	第6条第2項	「繁茂した雑草若しくは樹木」について、これは個々人の好みや学説等によるところが大きいと思われるが、「衛生の悪化」、「火災の発生等」に言及していることは注目すべき項目ではあるが、これについてどのようにお考えか。	世間一般で共有される感覚・認識に照らして、衛生の悪化や火災の発生等の危険性の回避を総合的に判断するものと考えます。
7	第8条	村長が調査させるのは職員に限定していて、できる規定の表現となっているが、職員だけでなく「関係機関団体」とか「関係する者」に「調査させる」ことができる、の「できる規定」とする考えもあるが、どのようにお考えか。	土地等の管理する方等の個人情報の管理から原則職員が調査をし、地域住民や県や警察等の協力を得ながら解決に向けて対策を講じていくべきと考えます。